

岬町告示第 2 2 号

町道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定により、町道路線を廃止及び認定したので、同法第 9 条の規定により、次のとおり公示する。

また、その関係図面は、同項及び道路法施行規則（昭和 2 7 年建設省令第 2 5 号）第 1 条の規定により、令和 7 年 4 月 4 日から 1 4 日間、岬町都市整備部土木課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 4 日

岬町長 田 代 堯

廃止路線

路線番号	路線名	起点	延長（m）	重要な経過地
		終点		
1 1 6 8	美崎苑 9 号線	淡輪 2 9 9 1	1 4 5 . 3	
		淡輪 2 5 2 5 - 9		

認定路線

路線番号	路線名	起点	延長（m）	重要な経過点
		終点		
1 1 6 8	美崎苑 9 号線	淡輪 2 9 9 1－6	2 1 3． 3	
		淡輪 2 9 2 0－1		